

総務警察委員会記録

開催日時 平成25年6月24日(月) 13:46～14:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

出口 武男 委員長
大国 正博 副委員長
山村 幸穂 委員
乾 浩之 委員
上田 悟 委員
荻田 義雄 委員
国中 憲治 委員
中村 昭 委員
藤本 昭広 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 総務部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第47号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議第48号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

<会議の経過>

○出口委員長 それでは、総務警察委員会を開会いたします。

案件に入ります前にあらかじめお断りをしておきます。本日の委員会では、付託議案の審査のみとなりますので、ご了承願います。

また、総務部長、人事課長、財政課長に限って出席を求めていますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、4月1日付で理事者の異動がございました。総務部長より自己紹介の後、人事課長を紹介願います。

○浪越総務部長 4月1日付で総務部長を拝命いたしました浪越でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、4月1日付で異動のあった職員のご紹介をさせていただきます。

中村人事課長でございます。

○中村人事課長 中村でございます。よろしくお願いいたします。

○浪越総務部長 よろしくお願いたします。

○出口委員長 早速でございますが、案件に入ります。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでございます。

審査に先立ち、申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案につきまして総務部長よりご説明を願います。

○浪越総務部長 ご審議をお願いしております条例案件、議第47号及び議第48号の2議案につきましてご説明を申し上げます。

お手元に配付をしております「平成25年6月定例県議会提出条例」の1ページ、まず、議第47号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

これは、勤務1時間当たりの給与額に係る算出方法を変更するために所要の改正をしようとするものでございます。勤務1時間当たりの給与額は、給与を勤務時間で除して算出をいたしますが、このたび、この算出の基礎となる給与につきまして、初任給調整手当を初め、月額を単位として支給している手当を加えることといたしました。また、勤務時間の基礎となる勤務日につきましては、国民の祝日、年末年始の休日を減じることとしております。施行期日は平成25年7月1日としております。

次に、7ページ、議第48号、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

厳しい財政状況等にかんがみ、知事、副知事、常勤の委員、教育長及び一般職の職員の給与の額を減ずる特例措置の実施内容を変更するために改正するものでございます。従前からの人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないものの、今回の改正は国からの要請及びそれに伴って地方交付税が減額される中、県の自主的な判断といたしまして実施するものでございます。具体的には、特別職の給与及び期末手当の減額割合について、知事を20%、副知事及び教育長を15%、常勤の委員を14%とし、一般職の給与、期末手当及び勤勉手当の減額割合について、行政職7級以上相当を9.77%、3級から6級相当を7.77%、1級と2級相当を4.77%、管理職手当の減額割合を一律10%とする

ものでございます。

8 ページ、実施の期間は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までを予定をしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○出口委員長 それでは、今ご説明ございました件に質疑があれば、ご発言を願います。

○山村委員 それでは、お尋ねいたします。

最初に、議第 47 号です。この時間当たりの給与の額ですが、改定されるということで、このことにつきましては増額になるということで賛成をいたしますが、施行の期日ですが 7 月 1 日からということでありますが、4 月にさかのぼってとはならないのか。その点をお聞きしたいと思います。

次に議第 48 号についてですけれども、大幅減額ということになると思います。全体として影響額が幾らになるのか、また特別職を除いて、職員の皆さん 1 人当たり平均すればどのくらいの影響になるのかをお聞きしたいと思います。

今のお話では、県が自主的に決められたと述べられましたが、もともと地方交付税を減額してくるという国の押しつけだと思えます。このようなやり方は地方自治法に反していると思えますが、その点についていかがお考えなのか。

それから、政府も労働者の賃金を上げなければ不況打開はできないと国会でも答弁をされておりました。賃上げが必要だというように県としては考えないのか。不況対策ということで考えても、このような減額をすることは地域の経済に大打撃になると思うのですが、そのことについてどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

それから、もう 1 点は、人事委員会の勧告に基づいて、これまで職員の給与を労使が交渉の上決めてきた経緯があります。きょうお配りいただきましたこの人事委員会委員長の意見を見ましても、この条例案については地方公務員法に定める給与決定の原則から逸脱するものであり、まことに遺憾だと述べられております。厳しい財政状況をかんがみて、臨時的な措置としてやむを得ず実施されるとはいえ、職員の士気や生活に与える影響が憂慮されると、このようにも述べられており、本委員会としては、今後とも給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されるよう強く望むものでありますと、大変厳しい指摘になっていると思えます。決してお認めになっているという論調ではないと思えます。今回の減額の中には、期末勤勉手当についても前もって額が決定されております。12月

の期末手当につきましては人事委員会の勧告があると思うのですが、それがあってから決められるべきものではないかと思うのですか、その点についてはどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○中村人事課長 山村委員から5つのご質問がございました。

1つは、勤務1時間当たりの給与額の条例改正につきまして、遡及の関係でございます。消滅時効ということで過去2年間にさかのぼることは可能なわけですが、所要額といたしまして約8億円が要るということでございます。今回の議会におきましては、本件の改正にあわせまして、いまだかつてない規模の給与減額支給措置に関する条例改正をお願いしているところでございます。地方交付税等の減少に対応する必要がある中で、遡及適用することは非常に困難な状況にあるということでございます。

また、労働基準監督署等の勧告を受けまして同様の改正を行った他県の例におきましても、遡及適用はいまだかつて1県もしておりません。

それから、影響額と1人当たりの減額額ということでございます。影響額につきましては約57億円というところでございまして、1人当たりにつきましては支給ベースで29万円、大体地方公務員の年齢に換算しますと、平均年齢が43歳ぐらいで約29万円というところでございます。

それから、国からの押しつけではないかというご質問がございました。国家公務員については厳しい財政状況の中、平成24年度、25年度の2カ年にわたりまして臨時特例といたしまして、給与の減額支給措置が実施されているところでございまして、地方公務員につきましても先ほど総務部長から説明がありましており、日本の再生に向けて国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集するというところで、速やかに国に準じて必要な措置を講じるように、本年1月に国から要請があったところでございます。

さらに、地方財政計画におきまして、地方がこの要請を本年7月から実施することを前提といたしまして、地方公務員給与費を削減され、その削減に見合った歳出といたしまして防災・減災事業であるとか、あるいはまた地域活性化事業が計上されたところでございます。本年4月1日には、これを実施するために改正地方交付税法が施行されたところでございます。

地方公務員の給与は地方が自主的に決定するものであり、本県職員の給与を県がまず自主的に判断するということは当然でございます。その上で本県におきましても、地域経済の活性化という国と同じ方向で国の経済対策を最大限活用した積極型予算を編成しており

まして、総務大臣の要請の趣旨は十分理解できるところでございます。

地方交付税が削減されることは財政課題に直面することでありまして、県の自主的な判断といたしまして職員給与を削減することといたしたものでございます。

それから、経済に大きな打撃を受けるのではないかという話がありました。今回の給与減額支給措置につきましても、先ほど申しました日本の再生のために公務員が先頭に立って取り組む姿勢を見せることを目的としております。また、給与の削減分は、先ほど申しましたように、防災・減災事業あるいはまた地域経済産業の活性化に充てるということになっておりますので、県内の経済の活性化にプラスの効果もあると考えておるところでございます。

それから、労使協議でございますけれども、給与勧告の話もございましたが、職員労働組合に対しましては、本年4月25日から5月24日まで計4回の協議を重ねまして、委員各位にお示ししている条例改正の内容で了解を得て交渉を終了したところでございます。人事院勧告を尊重する姿勢は何ら変わりはありませんけれども、その上でなお日本の再生を図るために、先ほど申ししておりますが、国から要請があったもので、今回の提案でございます。

それから、期末勤勉手当の話に関しましては、人事院勧告の趣旨を十分踏まえて取り組みたいと考えております。以上でございます。

○山村委員 最初の議第47号につきまして、さかのぼって支給することは財源上難しいというお話でありました。しかし、2年間さかのぼることは可能であるということでありました。片方でこれだけの減額をすることになっているにもかかわらず、職員にとって有利なことについては、このような形でおさめてしまうことについては納得できかねる点があります。やはり、よいことは遡及してやるべきであるという意見を述べておきます。

それから次に、影響額が57億円ということですから、かなりの額だと思います。全国的な公務員賃金の削減による影響ということで労働運動総合研究所などが試算しておりますけれども、全体としてGDPを引き下げることになり、税収も4,200億円減少すると試算されております。奈良県におきましても、地域経済に与える影響というのは大きいです。このことによって、これまでから民間の賃金とあわせて職員の賃金を引き下げること続けてまいりましたから、負の悪循環で、給料が上がるどころか毎年毎年下がり続けていく状況になっております。これだけの大幅な減額をやれば当然、地域の労働者の賃金引き下げ圧力になることは避けられないと思います。税収への影響も非常に大きいもの

になるのではないかと思います。

日本再生ということをおっしゃいましたけれども、政府が掲げている日本再生というものの中身というのが、実は公務員がみずから身を切らなければ、来年要請している消費税増税を国民に納得させることができないと、そういうことを言っているわけです。余りにもひどい中身だと思います。今の景気の状態のもとでアベノミクスとか言われていますけれども、それで庶民の方で景気がよくなったという話は一つもない。そこに消費税増税を押しつけて、それを押しつけるためには職員の給料は引き下げるべきだというやり方は、本当に許しがたいやり方だと思います。それで景気がよくなると皆さん思ってもらえるのかどうか、そのところを本当に伺いたいと思うわけです。

政府は、この地方交付税を削減しておいて、その一方で地域元気づくり事業費であるとか、交付金であるとか、全国防災事業、緊急防災・減災事業というものを、財源を手当てするからということをおっしゃっていますが、その中身を見ましたら、減災・防災事業などはすべて起債によるものであります。職員の給与は1年間の限定された減額でありますのに、その財源を充当するというのは全くでたらめだと言わないといけないと思います。

そもそも地方交付税というのは、一般会計で一般財源として配分されたものは地方が自由に自由に使われるものでありますものを、このように限定して職員給与減額に充てるというやり方は、非常に法そのものの精神を踏みにじるやり方で間違っている点もあると思います。ということで、この点が納得しかねる点であります。県はこのことによって経済がよくなると、奈良県が活性化すると本当に考えていらっしゃるのかどうか、そのことを伺いしておきたいと思います。

○浪越総務部長 減額によって県経済に影響があるのではないかとというご質問でございます。確かに公務の職員というのは、私の今持っている知識の中ですけれども、就業人員の3%が大体公務に従事する方々ということになっております。今回のこの減額によって生み出された財源をもって、民間の経済を活性化することによって重点を置いて取り組む必要があるのではないかと、そのことが日本経済の活性化につながるのではないかと考えております。

今回そういう形で、我々公務員の世界で給与減額いたしますけれども、その部分を日本の再生、先ほど申し上げましたが、震災からの復興、それから経済の活性化ということにしっかり使っていく。そのことを我々もしっかり取り組んでいく。そのことが大事かと思

っております。以上であります。

○山村委員 補正予算で新たに国から増額されてきた交付金、そういうものも見ておりましたら、大概が公共事業ということになっております。もちろん国が負担する財源ということになるかもしれませんが、借金は借金、そういう形でどんどん事業をふやしていくということは、これまで破綻し、失敗してきたやり方でありまして、国が押しつけてやってきた公共事業で、地方が借金をどんどん抱えていく。それが本当に首を回らなくする原因になってきたという失敗の例がある。そういうことのために使われることは、決してこれからの奈良県の将来にも、また国の将来にとってもいい方向であるとは思えません。そういう点で、今回のやり方、本当に許しがたいものだと思います。

最後に、人事院勧告を尊重するというところで、期末手当についてもそれを尊重するというをおっしゃったように思うのですが、であるならば、今回のこの給与改定の中から当然その期末勤勉手当については含まずに、その時点で改めて適用されるということになるのが筋だと思うのですが、その点はお答えがなかったと思うのですけれども、どうでしょうか。

○浪越総務部長 今回の給与削減に当たりまして、どこまでの範囲をどういうふうにするかということ、かなり職員労働組合とも議論をさせていただきました。その中で、国は当然のごとく期末勤勉手当も含めて、諸手当も含めて、そういう形で議論が進められております。削減もされました。その職員労働組合との交渉の中でもいろいろ議論があったのですけれども、本県といたしましては、給与の部分と期末手当の部分で、地方交付税の減額分相当がかなり大きく、財政的にもかなり厳しい状況になっておりますので、そのことも踏まえてお願いをしたところで、ご了解いただいたと、私は思っております。

○山村委員 その最後の点につきましては、職員労働組合は了解されているとは聞いておりません。労使交渉は妥結ではなく、終了という形で終わっていると聞いておりますし、特に期末勤勉手当については、当然人事委員会勧告に基づいてということが、職員労働組合の主張であったと思います。そういう点でも今回のやり方というのは、非常に無謀なことであるということで、反対であるということをおし上げておきたいと思っております。

○出口委員長 ほかがございませんでしょうか。なければ、これをもちまして付託議案については質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○山村委員 先ほど申し上げましたとおり、反対をしたいと思います。

○出口委員長 ほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいまより、付託を受けました各議案につきまして採決を行います。

まず、議第48号、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第48号、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議第48号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第47号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お伺いいたします。

議第47号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第47号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっております。

日本共産党は、反対討論をされますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○出口委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして委員会を終わらせていただきます。